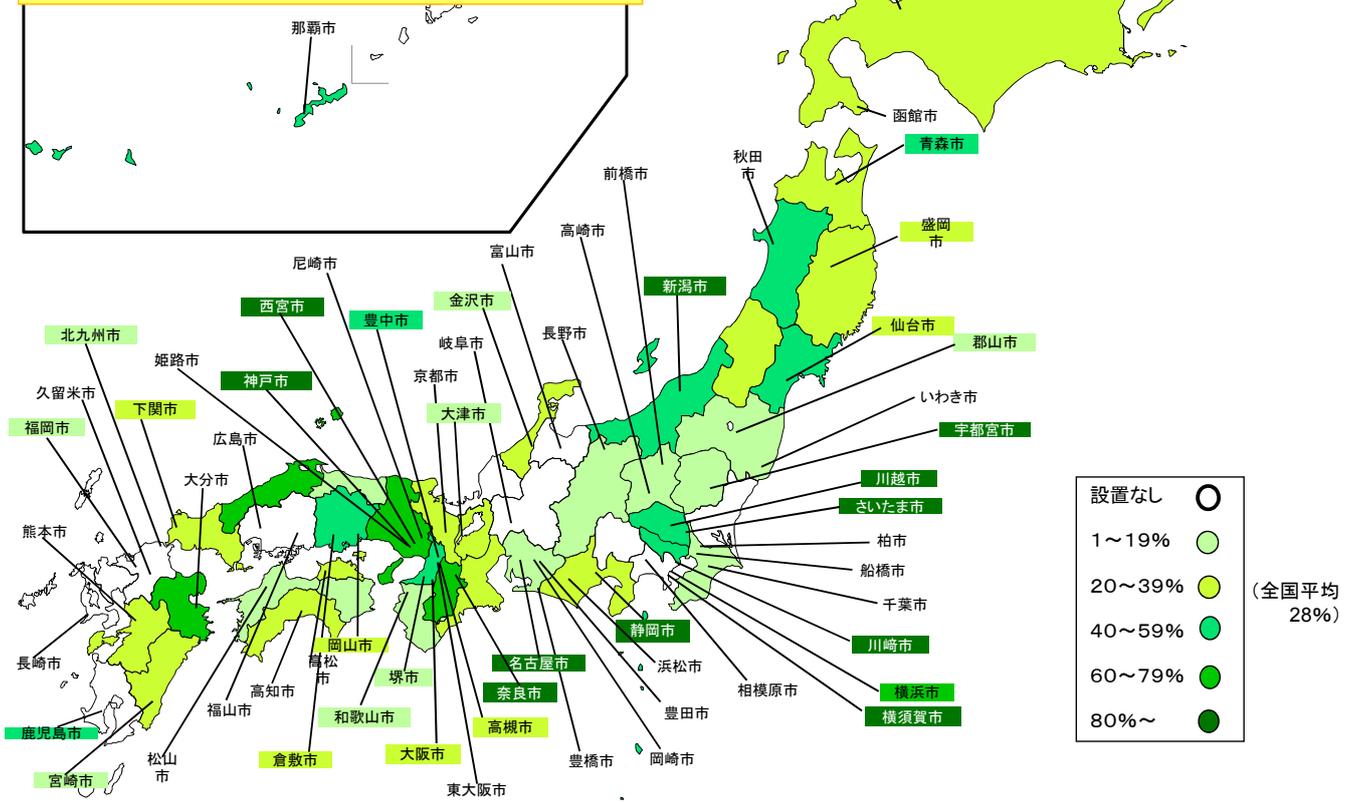


平成25年度

『学校支援地域本部』の実施状況

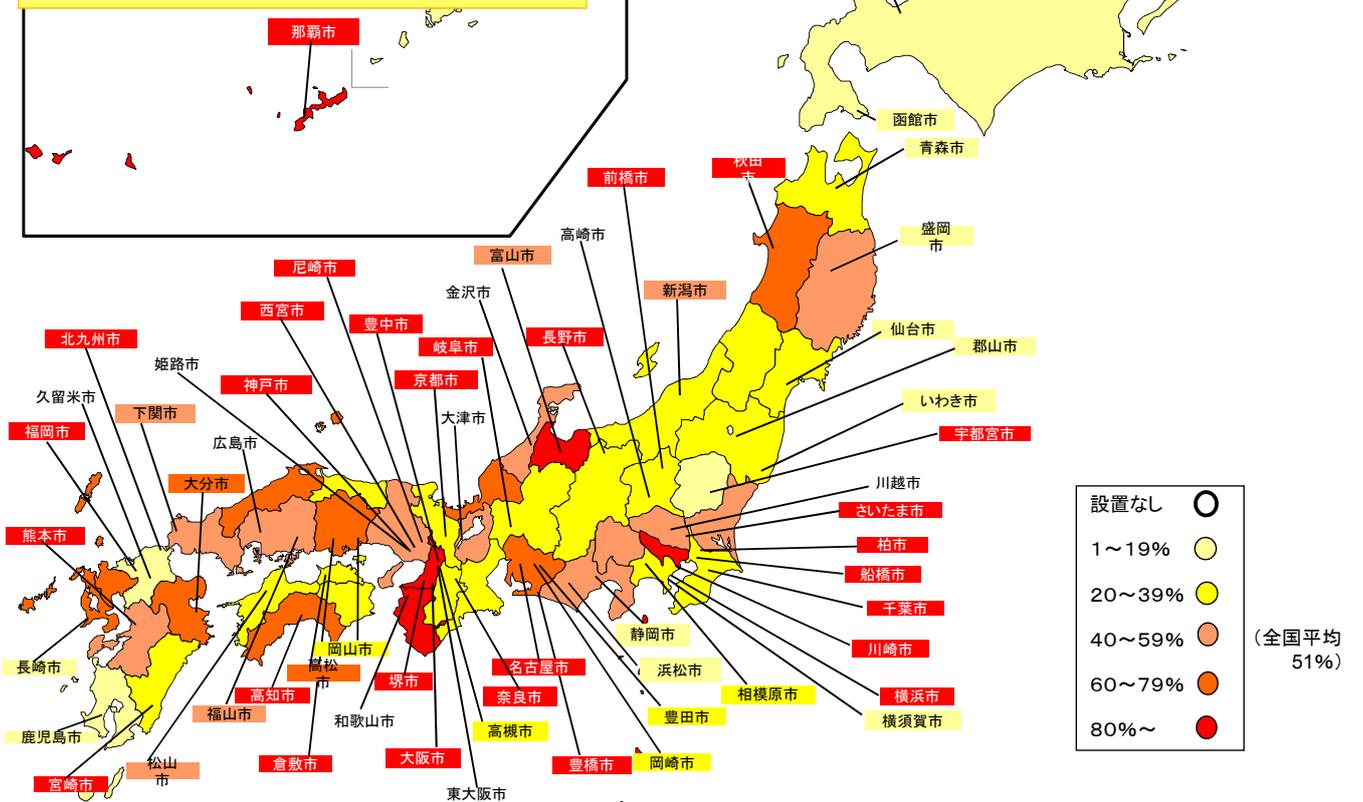
※公立小中学校における実施状況
 ※「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」を活用。



平成25年度

『放課後子供教室』の実施状況

※公立小学校における実施状況
 ※「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」を活用。



コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の協働について

- ◆コミュニティ・スクール指定の小中学校1,491校のうち、学校支援地域本部事業にも取り組んでいる学校は**583校(39%)**。 ※平成25年度
- 《両者の連携により期待される主な効果》
- 【学校運営協議会からの観点】(例)
学校支援活動を通じ、**日々の教育活動や子供への理解を深めるとともに、課題解決の実践につなげることができる。**
- 【学校支援地域本部からの観点】(例)
組織的・継続的な体制を確立した上で、**学校の目標や課題を共有**し、学校支援活動を行うことができる。

＜学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの発展的展開の事例＞

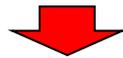
例① 学校支援地域本部 ⇒ + CS

＜奈良市立富雄北小学校の例＞

○平成20年度に「富雄中学校区地域教育協議会」

(奈良市は全22中学校区に本部を設置)

- ・1中・2小・2幼の**コーディネーターの相互連携、ボランティアの積極的支援**により、地域ぐるみの子育て・教育活動を展開
- ・「花いっぱい通学路クリーンアップ作戦」など、**園児・児童・生徒・教職員・ボランティアが一体となった活動**



○学校支援地域本部の取組を基盤とし、平成23年度にコミュニティ・スクールの指定

- ・**地域住民や保護者が学校運営に参画し、子供にとって必要な支援は何かを議論。**
⇒小学校区内の**安心・安全への理解を深めることを重視**
- ・「地域安全マップづくり」など、地域連携の意識の醸成

例② CS ⇒ + 学校支援地域本部

＜横浜市立東山田中学校の例＞

○平成17年度の開校と同時にコミュニティ・スクールの指定

- ・**学校予算の執行計画の承認など、地域住民や保護者が学校運営に参画**
- ・小中学校・町内会等のスケジュールをまとめた「コミュニティカレンダー」の作成や、地域住民や保護者によるキャリア教育支援を通じて、**学校支援の機運が醸成**

○平成21年度に東山田中学校学校支援本部（通称「やまたらう本部」）を設置

- ・上述に加え、学校支援ボランティアのコーディネート、英検・漢検の運営、「やまたらうファンド」の設立などを実施

※ 学校支援地域本部+コミュニティ・スクールによって

- ・ **学校・地域・家庭が対等な立場で発言する場を確保し、地域に根ざした児童の育成方針を共有することにより、そのためにもどのような支援が必要かを地域住民や保護者の方自ら検討し、実施できる。**



富雄中学校区地域教育協議会
「花いっぱい通学路クリーンアップ作戦」



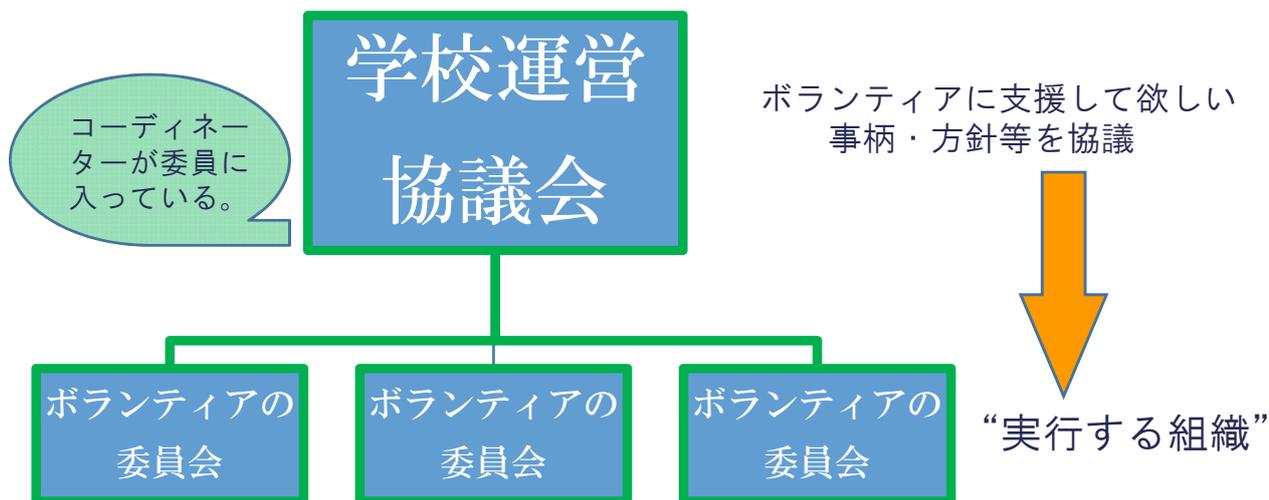
奈良市地域教育推進事業概念図



東山田中学校
コミュニティ・カレンダー

平成25年(2013)					
月	火	水	木	金	
1				1 10月1日(水) 10月10日(金) 10月11日(土)	
2					
3					
4	4 10月4日(土) 10月5日(日)	5 10月6日(月) 10月7日(火)	6 10月8日(水) 10月9日(木)	7 10月10日(金)	8 10月11日(土)
9					
10					
11	11 10月11日(土) 10月12日(日)	12 10月13日(月)	13 10月14日(火)	14 10月15日(水)	15 10月16日(木)

CS→地域本部（湖南省市立A小学校）



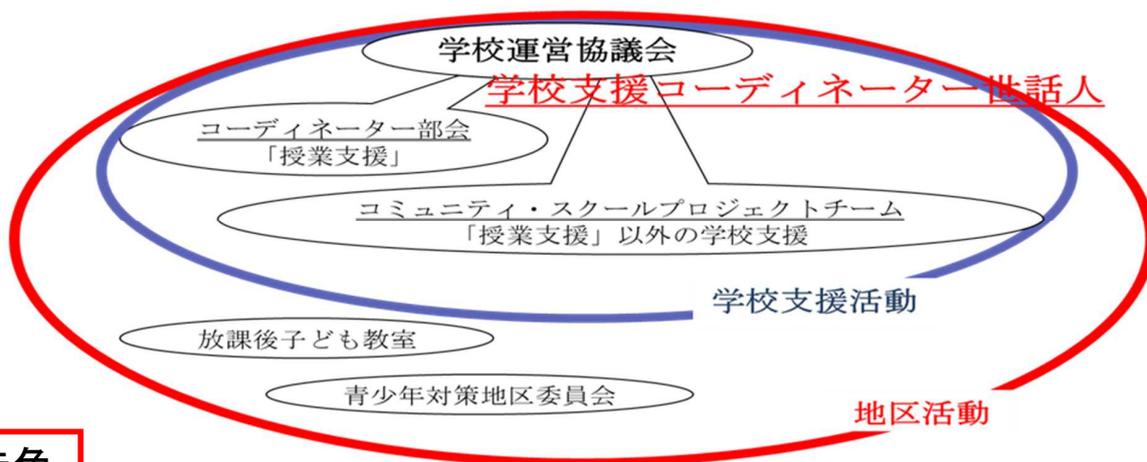
特色

- ・「地域教育協議会」※が存在せず、その役割を「学校運営協議会」が兼ねている。
- ・学校運営協議会の機能が大きく、学校主導で学校支援活動が進められている。
- ・コーディネーターが学校運営協議会のメンバーとなって、CSとボランティアの委員会を繋いでいる。
- ・コーディネーターが職員会議にも参加。

※地域教育協議会とは、各学校支援地域本部に設置され、本事業実施校区内における学校支援ボランティア事業の企画立案、事業評価、広報活動、人材バンクの作成等を行うもの。

出典：熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

CS→地域本部（小平市立B小学校・C小学校）



特色

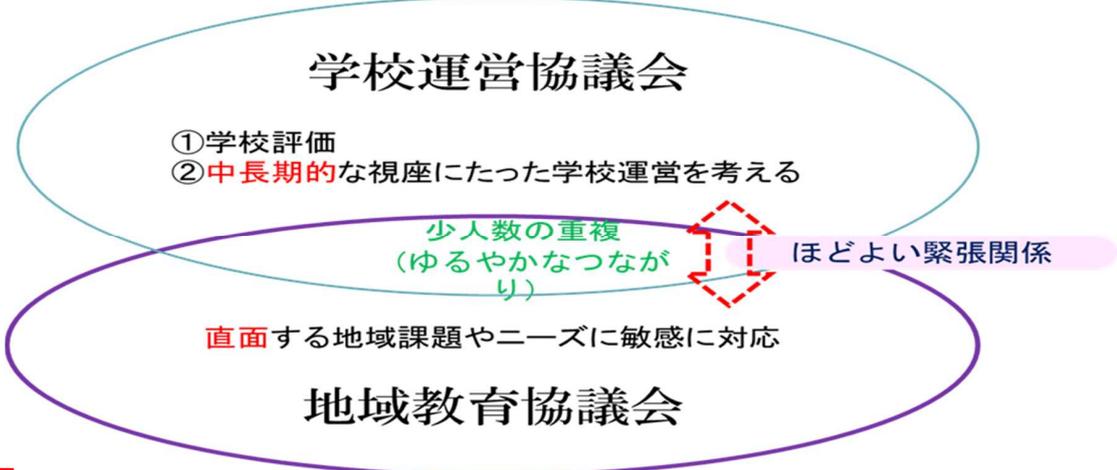
- ・「地域教育協議会」が存在せず、その役割を「学校運営協議会」が兼ねている。
- ・「パイプ役」を個人ではなくチーム（コーディネーター部会）で行い、地域コーディネーター個人のマンパワーに依存しないよう、組織上工夫。
- ・以前から学校に対する地域住民のボランティアな精神の土壌が培われていた。

【参考】コーディネーター部会のメンバー構成

学校支援コーディネーター世話人（2名）、教職員（3名）地域コーディネーター（5名）、保護者コーディネーター（17名（各クラス1名））

出典：熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

地域本部→CS（杉並区立D小学校）

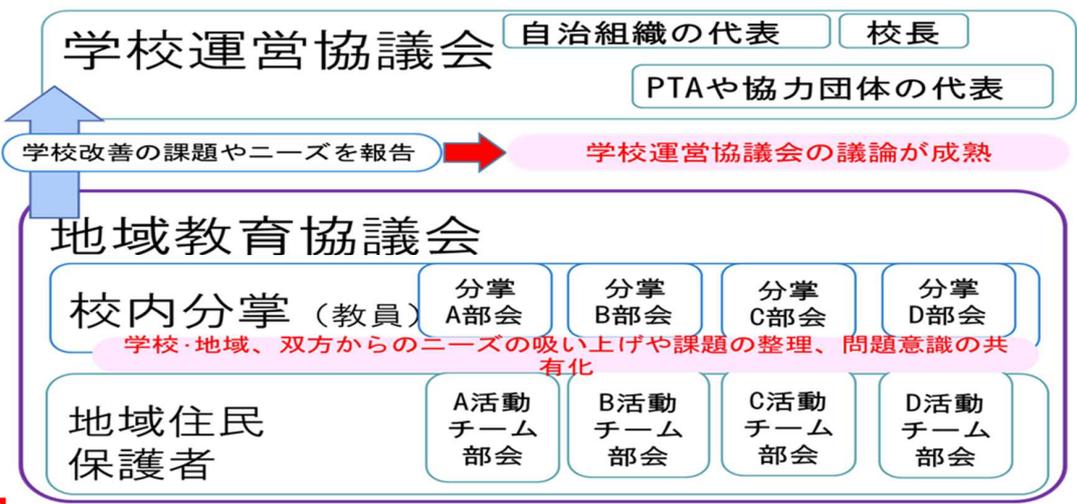


特色

- ・学校を地元に残したい、魅力ある学校が地元にあってほしいと願う住民の意識が強く、まちづくり、地域活性といった視点から学校支援活動が取り組まれている。
- ・学校運営協議会は学校評価や人事を検討したり、教育課程の承認を行う場として位置づけられる。
- ・地域教育協議会は、教員・保護者・地域住民の「協働」・「熟議」の場。
- ・地域コーディネーターが核となり、地域ボランティアの成長、学びを支援。

出典:熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

地域本部→CS（熊本県産山村立E小中学校）



特色

- ・学校を地元に残したい、魅力ある学校が地元にあってほしいと願う住民の意識が強く、まちづくり、地域活性といった視点から学校支援活動が取り組まれている。
- ・学校運営協議会は学校評価や人事を検討したり、教育課程の承認を行う場として位置づけられる。
- ・地域教育協議会の部会と、教員の校内分掌の部会が連動する仕組み。地域教育協議会は地域住民と教員とが共に学び合う場。
- ・地域コーディネーターが核となり、地域ボランティアの成長、学びを支援。

出典:熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の協働の取組事例①

「ふるさと杉ー」を意識し、学校・地域・保護者が一体となった学校支援（杉並区立第一小学校）

目的

- 杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団
- 地域から信頼される「力のある学校」づくりの支援
- 「わが街阿佐谷、ふるさと杉ー」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築
- 杉ープラン独自の発想と協力体制による教育活動のさらなる充実



【オープンキャンパスの風景】

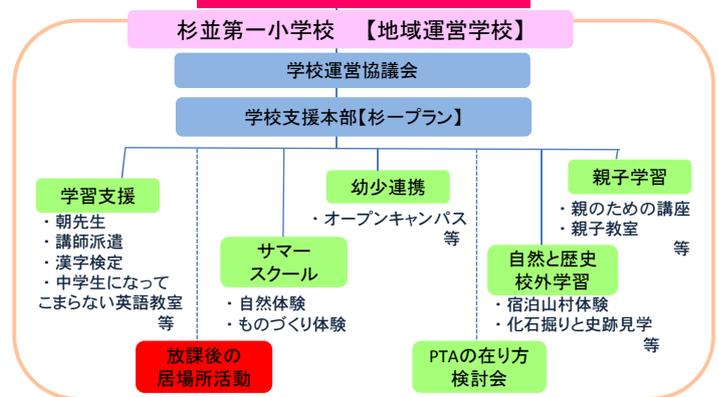


【朝先生と百人一首】

取組内容(例)

- ★朝先生…平成19年度から続く、授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し、計算チャレンジや百人一首を指導
 - ★すぎっくらぶ…平成16年度から続く、放課後子供教室。学校の施設を利用し、毎日17時まで実施、約200名の子供の居場所となり、日本の昔遊び、路地裏遊び等を実施。スタッフは子育て経験の豊かな地域の住民
 - ★オープンキャンパス…幼保小(※)のスムーズな接続を目指した、小学1年生の担任による国語や算数の授業等を実施
- ※…幼稚園、子ども園、保育園から小学校への接続を意味する

〈杉ープラン 組織図〉



取組の成果

- 「地域」を「杉ー小の子供たちのために活動している人たち」「杉ー小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた
- 近隣の学校支援本部と人材・施設等を含めた多角的な視点から連携し、「地域と共に歩む学校づくり」を目標に掲げる学校を支援しながら、子供のための取組を今後も実践していく

コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の協働の取組事例②

多様な関係者がつながる学校施設の複合化・多機能化

地域につくられた学校応援団「やまたろう本部」～社会総がかりで教育にかかわるために～
(神奈川県【横浜市立東山田中学校】)

「やまたろう本部」の設立

- 平成17年度の開校と同時にコミュニティ・スクールの指定
 - ・学校予算の執行計画の承認など、地域住民や保護者が学校運営に参画
 - ・小中学校・町内会等のスケジュールをまとめた「コミュニティカレンダー」の作成や、地域住民や保護者によるキャリア教育支援を通じて、学校支援の機運が醸成
- 平成21年度に東山田中学校学校支援本部(通称「やまたろう本部」)を設置

活動紹介

- 「学校へ行こう! 学校支援ボランティア養成講座」
 - ・講座を受けてから、ボランティアは活動を行う。
 - ・講座内容:①学校支援とは ②ボランティアマインド ③子供の理解 ④学校理解 ⑤人権・個人情報について など
 - ・主な活動:社会科見学付添い、プール監視、中3模試面接、小学校授業補助、宿泊体験補助、図書貸出 など
 - 英検・漢検の実施
 - 岩手県山田町の子供と学校のためのプロジェクト

10年後の社会人

やまたろう本部のキャリア教育支援

1年生 プロに学ぶ
30人の若いプロ



2年生 職場体験
100ヶ所の事業所へ



3年生 模擬面接
地域の面接官30人



継続性を高めるために

- ・ハンドブック等の作成
人が変わっても、活動が変容しない
- ・学校ファンドの設立
学校が行う教育活動の充実に生かすことを目的に設立



家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」で実施）

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

地域人材の養成

子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子どもの心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

家庭教育支援拠点機能の整備

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

家庭と地域・学校をつなぐ

家庭教育支援チーム

—家庭教育は、すべての教育の出発点—

忙しい毎日の中で、子供とのコミュニケーションやしつけに戸惑いや息詰まりなど、一人で悩んだりすることってありませんか？そんな時、近くに気軽に相談できる人がいたら…

家庭教育支援チームは、そんなご家庭での皆さんの頑張りを共に支え、地域とのつながりづくりや専門機関との橋渡しをお手伝いします。

文部科学省は、各地で活動する家庭教育支援チームを応援しています。

家庭教育支援チームってなあに？

身近な地域で、子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。ときには、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。



どんな人たちがいるの？

チーム員の構成は、各地域によって異なりますが、子育て経験者や教員OB、PTAなど地域の子育てサポーターリーダーをはじめ、民生委員、児童委員、保健師や臨床心理士など、様々な地域の人達や専門家が関わっています。そして、その多くが、共に街で暮らす身近な住民の方々です。

どんなところで活動しているの？

子供や保護者の方にとって、身近で気軽に相談できる存在となるよう、地域の学校や公民館などを拠点に活動しています。また、幼稚園や保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校、企業などからの要望に応じて出向くなど、様々な所とも連携し、支援活動に取り組んでいます。要望があれば、各家庭へ訪問して相談にのることも行っています。



家庭教育支援チームの取組事例①

地域人材による家庭教育支援チーム型支援

◆「だんぼの部屋」～学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋をつくりました～
(新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム)

【構 成 員】

家庭教育サポーター(民生児童委員等)、ボランティアリーダー(主婦)、PTA関係者など。
ここでは、単なる子育ての先輩、地域のおせっかい屋さんに変身して活動。

【活動の拠点】

小学校1階の一室。チーム員や読書ボランティア、地域の方などが常駐。
専用のブザーがあり、子どもや保護者、中高生などが気軽に立ち寄れる場所となっている。

【活動内容】

- 親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- 読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- 発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施
- 朝夕の“一声・声がけ”訪問や「だんぼ通信」を届ける活動
- 学校や担任の先生と連携して心配な保護者の対応を検討

【効 果】

- 親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- みんなが安心してつぶやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- 短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。
- 1小学校区での実施から市内4小学校区に「だんぼの部屋」拡大



「だんぼの部屋」の様子

家庭教育支援チームの取組事例②

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆地域人材からスクールソーシャルワーカーに！
～スクールソーシャルワーカーがリーダーの家庭教育支援チーム～
(和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあぐる」)

【経 緯】

スーパーバイザーの指導のもと、子どもや家庭の支援に経験豊富な元保育所長が、研修を受けてスクールソーシャルワーカー(SSW)となり、このSSWをリーダーとした家庭教育支援チームを結成。

【構 成 員】

子育てサポーターリーダー、SSW、元教職員、民生児童委員、保育士、保健師等

【活動内容】

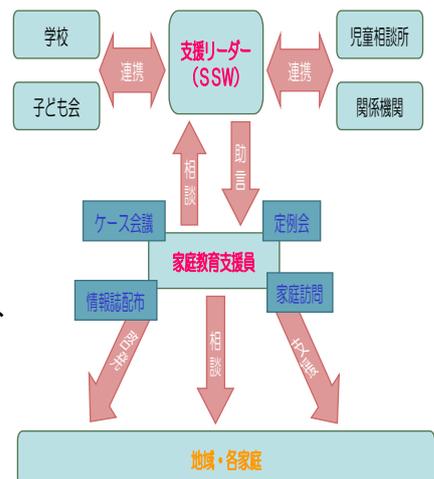
- 就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向け情報誌を毎月発行。
町内を3地域に分け、小・中学生の全家庭を訪問し、早期対応。
- 保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チームなどでケース会議を行い、効果的な支援方を検討。

【効 果】

※SSWや支援チーム員が学校と保護者のパイプ役として大きな役割を果たし、家庭訪問の際、学校での子どもの様子を保護者にさりげなく伝えることで、保護者の学校に対する理解が進み、信頼関係も築けるようになってきた。

※学校にとっても、子どもの家庭内での様子を知ることができ、生徒指導上の課題解決にもつながっている。

SSWと家庭教育支援員



学校評議員制度の概要

1. 学校評議員制度の位置付け

学校評議員制度は、校長が、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度であり、学校教育法施行規則第49条により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に置くことができるとされている。(平成12年4月施行)

(参考) 学校教育法施行規則

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(第79条、第104条等により、中学校、高等学校等に準用)

2. 期待される効果

学校評議員は、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、

- ① 保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること
- ② 保護者や地域住民等の協力を得ること
- ③ 学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくこと

ができるようにするものである。

また、最近においては、学校関係者評価の評価者に任命するなど、保護者や地域住民の学校への参画を促すために活用している例も見られる。

3. 実施状況

・学校評議員(類似制度を含む)を設置している公立学校の割合

平成14年8月	47.0%
平成15年7月	62.4%
平成16年7月	72.0%
平成17年7月	78.4%
平成18年8月	82.3%
平成21年3月	86.5%
平成24年3月	80.2% ※

※類似制度は含まない

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置している学校の半数(54.8%[※])が設置に伴い学校評議員を廃止している。

※平成23年度委託調査研究(日本大学文理学部)より

学校評議員の状況について

— 学校評価実施状況等調査(平成23年度間)より —

(1) 調査概要

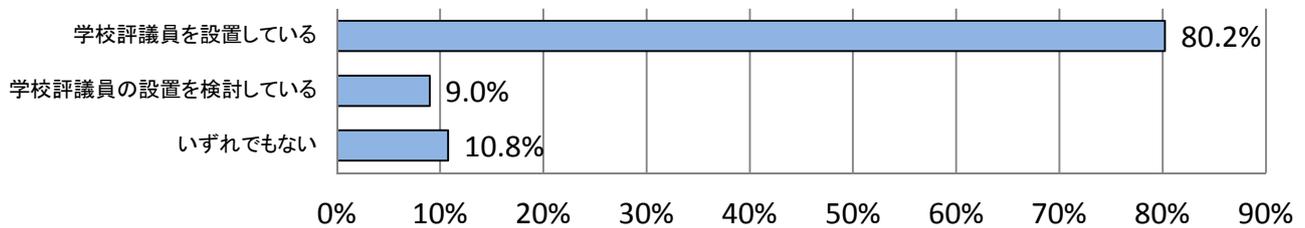
調査対象 : 全ての都道府県・市町村教育委員会及び全ての国公立学校

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

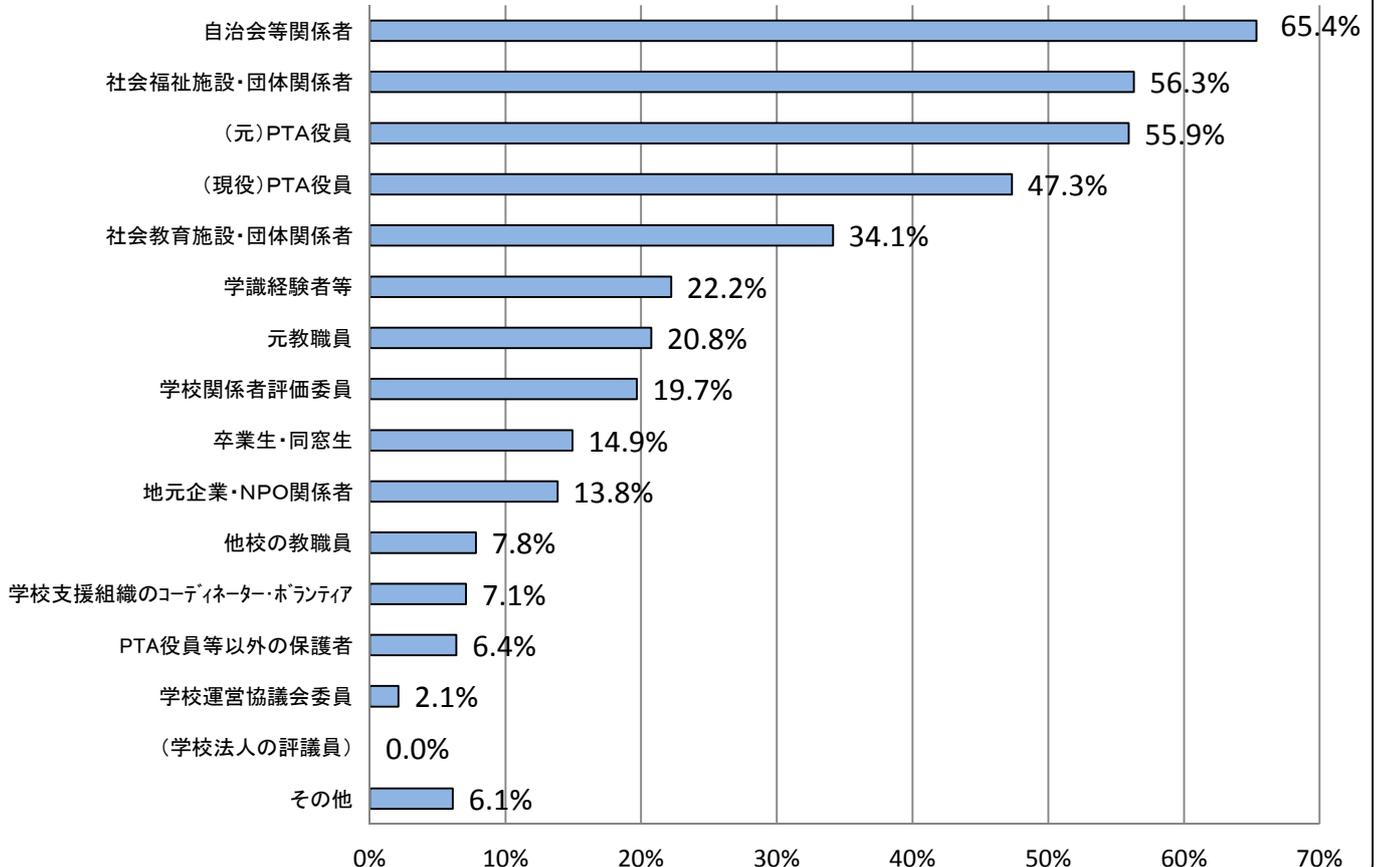
調査基準日 : 平成23年度間(実績値) ※前回調査は平成20年度間(調査項目は一部共通)

(2) ポイント

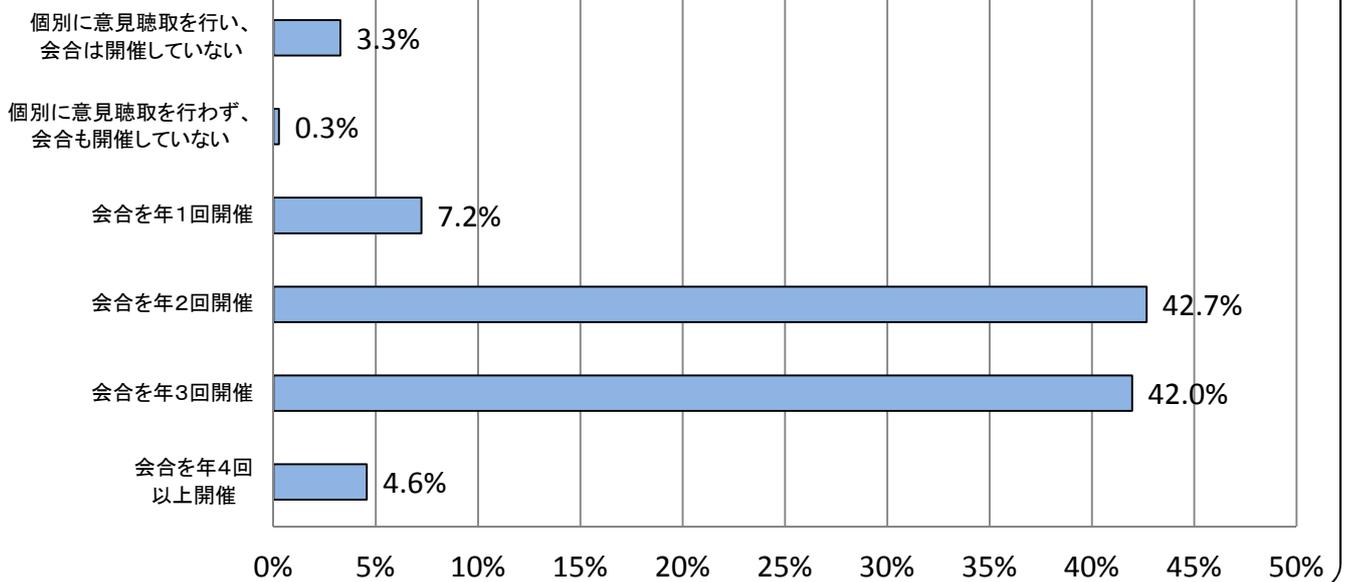
学校評議員の設置状況(平成24年3月末日現在)
(公立学校)



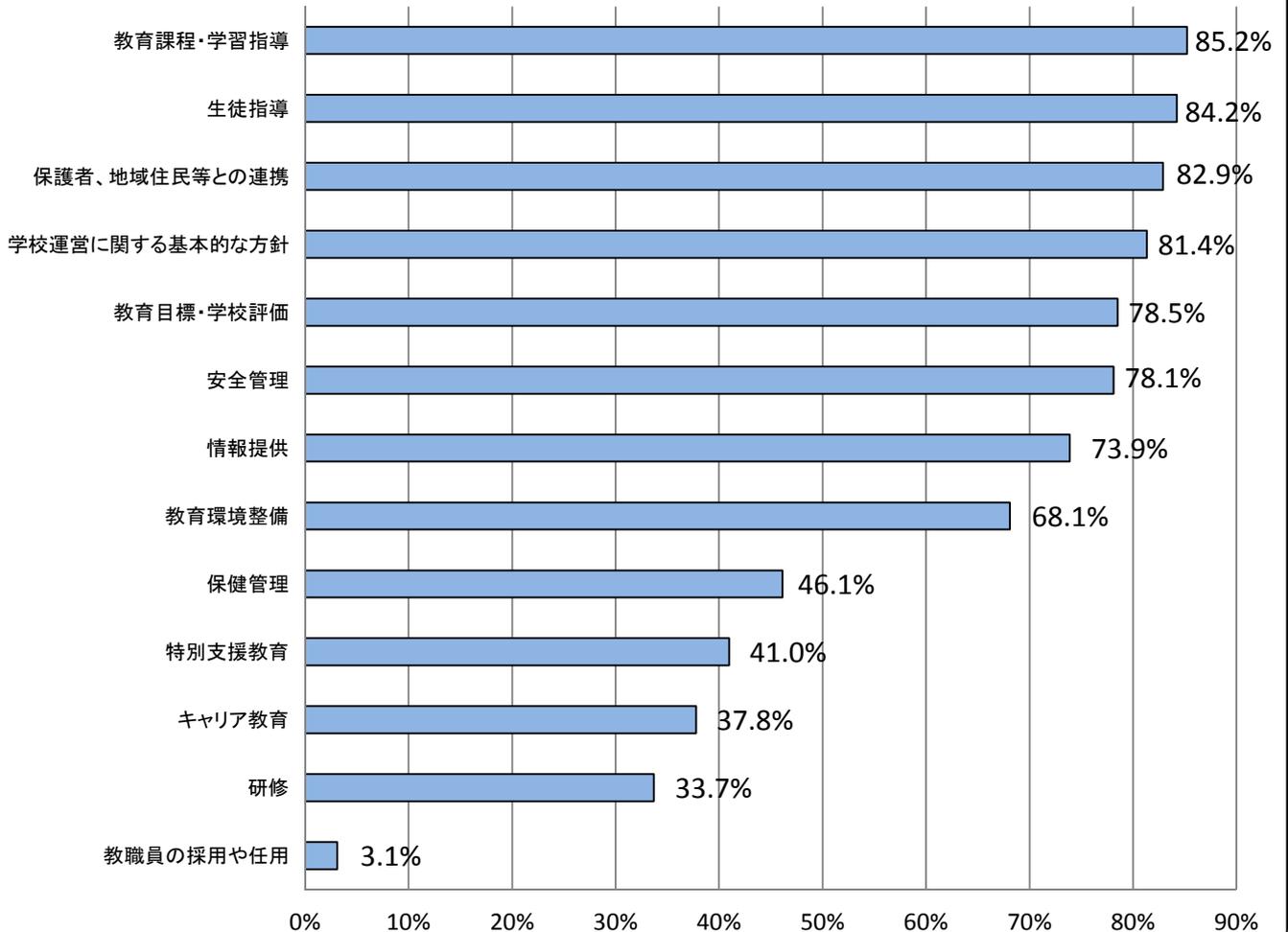
学校評議員の属性(公立学校)



学校評議員からの意見聴取方法及び会合開催回数（公立学校）



学校評議員からの意見聴取事項（公立学校）



学校評議員制度への考え方

【出典】平成25年度文部科学省委託調査研究

<調査対象>計1,201校

・コミュニティ・スクール(CS)実践研究の指定を受けた学校のうちCS指定校(校長) 434校(人) ※1

・上記のうちCS未指定校(校長) 135校(人)

・※1に該当しないコミュニティ・スクール(平成22年度～25年度)(校長) 632校(人)

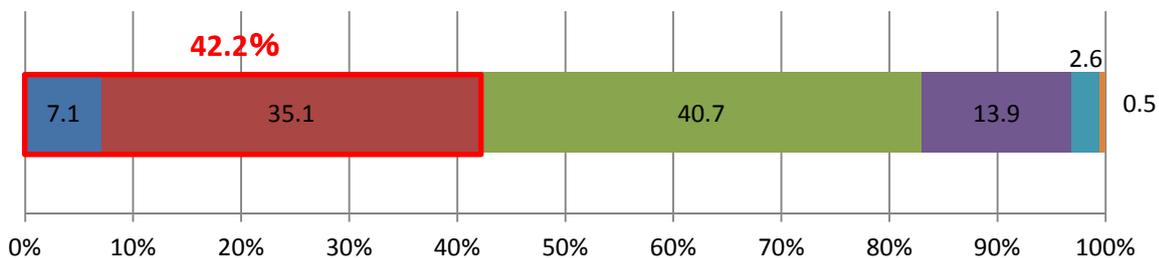
<調査実施時期>平成25年10月～11月

<調査方法>郵送法(校長宛の郵送による発送と回収)

<回収数>760票(回収率 63.3%)

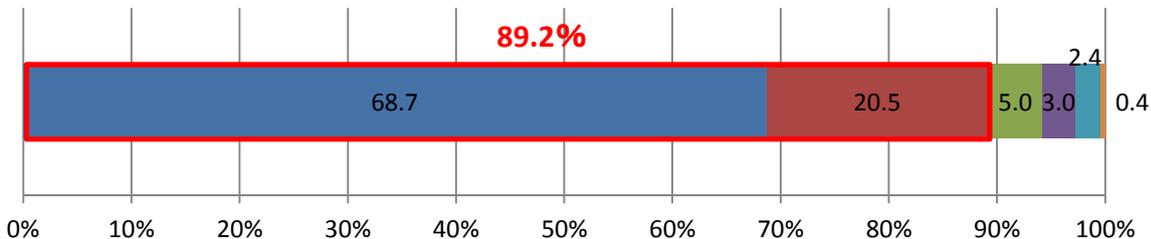
○学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



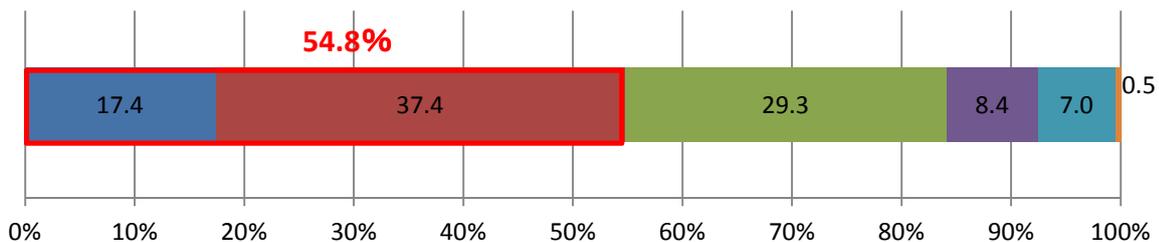
○学校評議員と学校運営協議会を併置する必要はない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



○学校評議員制度は形骸化している

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



学校評価について

制度の概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

学校評価の現状 ～学校評価等実施状況調査(平成23年度間)から～

(国公立全体)

	評価の実施	評価結果の設置者への報告	評価結果の公表
自己評価	96.7%	96.7%	84.9%
学校関係者評価	83.9%	98.4%	83.9%
第三者評価	5.1%	—	—

文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定(平成22年7月)。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。(平成25年度:8教育委員会)
- 中核となる教育委員会職員、学校の教職員、保護者や地域住民等の学校関係者評価委員に対する研修を実施。(学校評価推進フォーラム等)

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定) [抜粋]

【基本的方向性】 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

◆ 今後5年間に実施すべき教育上の方策

「活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制」

基本的な考え方

○ 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。

○ このため、**全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子供たちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進**する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。(以下略)

成果指標

- ① **全ての学校区**において、学校支援地域本部など**学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築**
- ② **コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大**

子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ

～地域とともにある学校づくりの推進方策～

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議(平成23年7月5日)

1. 子どもを中心に据えた学校と地域の連携

- すべての学校が、地域の人々(保護者・地域住民等)と目標を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ『地域とともにある学校』を目指すべき。

<地域とともにある学校づくりの成果>

①子どもたちの「生きる力」をはぐくむ
(地域の望む子ども像の実現)

②教職員、保護者、地域住民等がともに成長
(地域の教育力向上)

③学校を核とした地域ネットワークの形成
(地域の活力向上)

④地域コミュニティの基礎力が高まる
(地域の礎の構築)

- 子どもを中心に据えた学校と地域の連携は、子どもの成長にとどまらず、大人の学びの拠点を創造し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てることにつながる。
- 平素からの学校と地域の関係づくりが、子ども、保護者、地域住民、教職員など、そこに関わるすべての人々の自発的な学びや成長を促し、子どもたちを守り、地域を守ることに繋がる。

2. 学校と地域の関係づくり(学校と地域の人々が相互理解と信頼関係を深めるプロセス)

- 学校 : 「熟議(熟慮と議論)」「協働」「マネジメント」を備えた学校運営が鍵

①関係者が当事者意識をもって「熟議(熟慮と議論)」を重ねること

②学校と地域の人々が「協働」して活動すること

③学校が組織として力を発揮するための「マネジメント」

<仕掛けの例>

- ・学校運営協議会
- ・学校関係者評価
- ・学校支援地域本部
- ・放課後子ども教室
- ・副校長、教頭や主幹教諭、事務職員を含めたマネジメントを担う組織の整備 等

- 設置者: 関係者の努力と取組を引き出す「仕掛け」の構築
各地域、学校の自発性と独自性を基本とした、教育委員会・教育長の明確なビジョンと行動

3. 今後の国の推進目標

- ① 5年間(H24-28)でコミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割(約3000校)に拡大
- ② すべての学校で実効性ある学校関係者評価を実施
- ③ 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制を拡大
(中学校区が運営単位)
- ④ 学校の組織としての総合的なマネジメント力を強化
- ⑤ 地域コミュニティの核として被災地の学校を再生し、
震災復興の推進力となるよう、総合的な支援を実施

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日

子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり ～“あったらいいな”を形にする夢の教育～

平成26年6月25日

中央教育審議会生涯学習分科会 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 最終取りまとめ(概要)

現状

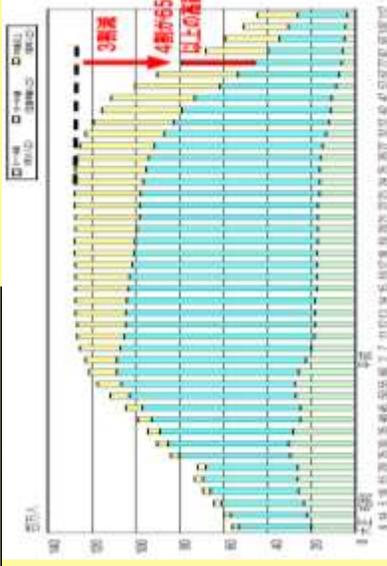
○社会の動向

- ・ 少子高齢化の進展
- ・ グローバル化、科学技術の進歩
- ・ 地域間格差・経済的格差の進行

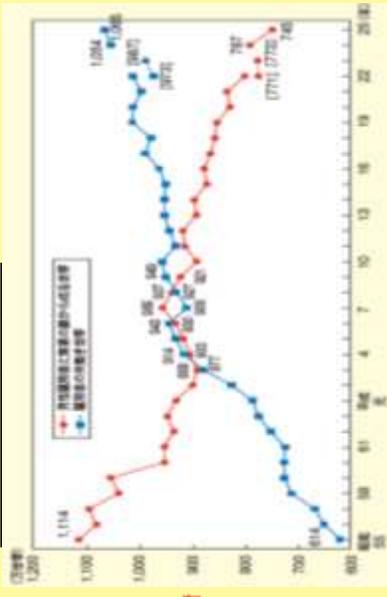
○子供たちの教育環境をめぐる現状

- ・ 核家族化、共働き世帯、一人親世帯の増加
- ・ 地域をつながりの希薄化
- ・ 不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加等

○少子高齢化の進展



○共働き世帯の増加



学校教育だけでなく、実社会・実生活とのつながり等を体験的・探求的に学習できる機会の充実のため、
より一層、多様な主体の参画による放課後や土曜日等の教育支援を充実していくことが必要

多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要な力の育成にも貢献

今後の方向性

放課後や土曜日
への期待

- ★ 子供と関わる人材の多様性や、学習集団・学習時間・学習場所等の多様性・柔軟性
 - ★ それを生かした創意工夫に富んだ教育活動の実践が可能
- ① 学校での学びが深まり、広がる学習・体験の機会の充実
 - ② 安心して子供を産み育てられる環境づくりとしての教育活動の充実
 - ③ 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実
 - ④ 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性

- ◆ 学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進
- ◆ 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
- ◆ 多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
- ◆ 実社会につながる「土曜日ならでは」の多様なプログラムの充実
- ◆ 持続可能な体制づくりの推進と全国の取組の活性化

基本的方向性を実現する具体的方策①

～全ての子どもたちに向けた放課後等の教育の充実に向けた新たな方策～

1. 学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

- **学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり**
 - ・ 学校支援地域本部と放課後子供教室、学校運営協議会等の仕組みの連携や一体的運用の促進
- **就学前と小学校、小中など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり**
 - ・ 学校間連携を踏まえ、中学校区を中心とした仕組みづくり

2. 学校や子供たちを核とした地域づくり

- **多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共用化**
 - ・ 学校施設内へのコミュニティスペースの併設
- **子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化**
 - ・ 大人も学び、つながっていくためのコミュニティの創造

3. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

- **女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実**
 - ・ いわゆる「小一壁」打破に向け、新たに約30万人分の放課後児童クラブの受皿拡大への協力、全ての子どもたちの学習・体験機会の充実
- **学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化**
 - ◆ **一体型を中心とする放課後対策の推進**
 - ・ 原則として**全ての小学校区**での放課後児童クラブと放課後子供教室の**一体的実施又は連携実施**に向けた計画的整備
 - ・ **放課後子供教室の充実・全小学校区への整備** (毎日開催型、定期開催型など地域ニーズに応じた整備)
 - ・ 定期的・日常的に学校の教職員や家庭と情報共有を図る仕組みの構築

- ◆ **学校施設の活用促進**
 - ・ **余裕教室の徹底活用等**による放課後児童クラブの**小学校区内での実施率の大幅向上**
 - ・ 教育委員会と福祉部局が連携し、当事者として責任を持つ仕組みづくり
 - ・ **「総合教育会議」の活用**による、首長と教育委員会の十分な協議 ※新たな教育委員会制度において設置予定
- ◆ **全ての子どもたちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実**
 - ・ 地域住民や大学生、企業OB、地域の高齢者、NPO、民間教育事業者、文化・芸術団体等の積極的な参画促進

○ 中高生を対象とした放課後等の支援の充実

- ・ 学習支援の充実や、ボランティア活動等を通じて、中高生が主体的に考え、行動し、地域課題等に大人と協働して取り組む機会等の充実

○ 特別なニーズのある子どもたちへの放課後等の支援の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子供、外国人の子供、児童養護施設等で暮らす子どもたちが放課後等の活動へ参加しやすい工夫や支援の充実

4. 持続可能な仕組みとするためのコーディネーター育成・機能強化

- **コーディネーターの効果的な配置・位置付け**
 - ・ コーディネーターの複数配置や連絡会設置、学校運営協議会等への参加
 - ・ コーディネーター等を担うNPO等の参画等
- **地域連携担当教員等の位置付けの明確化**
- **コーディネーターの育成・機能強化に向けた研修の充実**
 - ・ 対象ごとや経験に応じた体系的な研修の充実
 - ・ 多様な関係者のネットワークの構築のための研修の充実

5. 全国の取組の活性化のための中間支援機能の強化

- **スーパーバイザー等の配置による助言体制の構築**
 - ・ スーパーバイザー、アドバイザーの配置や社会教育主事の活躍等によるコーディネーターへの助言体制の構築
- **中間支援組織の創設の検討等**
 - ・ 関係者のネットワーク形成や、人材・財源も含めた持続可能な体制整備のための、中間支援組織の創設等の検討

基本的方向性を実現する具体的方策②

～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策～

◆地域の多様な人材等の参画による土曜日の豊かな教育環境（土曜学習）の実現に向けた新たな方策

1. 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

- ◆土曜日は、日頃参加が難しい現役の社会人も含め、地域人材や保護者、企業、NPO、民間教育事業者、大学生等の多様な人材の参画が可能
- ◆実社会の経験も踏まえたプログラムの展開に向け、多様な人材が教育活動に参画する仕組みづくりを推進

① 地域人材の参画促進

- 豊かな社会経験や指導力を持つ多様な人材の参画促進

② 保護者の参画促進

- 働く保護者の参画しやすい仕組みの構築
- PTA、おやじの会等の活用

③ 企業・団体等との連携協力促進

- 学校の要望と企業の取組のマッチング
- WLBの推進
- 企業内ボランティア登録制度やCSR
- ・プロボノとして関わる仕組みの構築
- 企業人材に対する研修の充実
- 企業の退職者組織等との連携

④ NPO・民間教育事業者との連携協力の促進

- NPOのノウハウ（人材や資金のコーディネート能力）の活用
- 学習塾、お稽古ごと、スポーツ、音楽、語学教室等の指導者の活用

⑤ 大学等の連携協力の推進

- 研究者やポスドクター等の専門人材の活用
- 教育・福祉、スポーツ等の専攻の学生の積極的な参画促進
- 身近なロールモデルとして学生が持続的に参画できる仕組みづくり

2. 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

- ◆学校と地域をつなぐコーディネーターだけでなく、企業や大学等の多様な主体をつなぐコーディネーターの必要性
- ◆コーディネーターの研修の機会やネットワーク組織等の充実

〔 〇例えば、地域連携を担当する教員の配置や、「地域コーディネーター」、「企業コーディネーター」、「学校や地域の関係者、企業、企業の退職者組織、NPO等多様な関係者が学び合う研修の機会」の充実 等 〕

3. 「土曜日ならではの」多様なプログラムづくり

- ◆地域や企業等の協力を得て、「土曜日ならではの」生きた学習プログラムの展開
- ◆子供たちの主体性を重視しつつ、学校の教育活動との運動した体系的・継続的なプログラムづくり

<h5>① 実社会につながるプログラム</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○社会で役立つ経験をするプログラム ○多様なロールモデルや「本物」に触れるプログラムの充実 	<h5>② 企業のリソースを生かしたプログラム</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育だけでは教えることが難しい実社会の経験を踏まえたプログラム ○環境教育、キャリア教育、国際理解等の企業の特性を生かしたプログラム 	<h5>③ 学習意欲・習慣形成につながるプログラム</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子供たちが学ぶ楽しさに出会うプログラム ○振り返り学習や発展的な学習の充実 	<h5>④ 「地域ならではの」プログラム</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の目標を踏まえ「ふるさと教育」や「学力向上」などの地域の特性や課題に応じたプログラム ○多様性を重視したプログラム等
---	---	--	--

◆今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりに当たって

- 全国の好事例の蓄積・発信等を通じて、官民連携による普及啓発の推進
- 行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効果的・効率的な総合的な支援策を講じていくことが必要

◎おわりに ～皆の“あったらいいな”を形にする夢の教育～

- 社会総掛かりでの教育の実現に向けた新たな試みについて、皆で話し合い、考える仕組みづくり、放課後や土曜日の教育活動での実践

〔 <例> “子供たちが学びたいこと”を募集し、大人と共に実現！
“我がまちの教育”について皆で考えるミニ集会の開催！ 等 〕

法令一覧

政策	法令名	条	条文
コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第四十七条の五	<p>教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。</p> <p>3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> <p>4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p> <p>6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。</p> <p>7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。</p>
学校評議員	学校教育法施行規則	第四十九条	<p>小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。</p>
学校評価	学校教育法	第四十二条	<p>小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。</p>
		第四十三条	<p>小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p>
	学校教育法施行規則	第六十六条	<p>小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p>
		第六十七条	<p>小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>
		第六十八条	<p>小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p>

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議の開催について

平成26年6月4日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

教育再生に向けた諸改革が進められる中、家庭や地域の教育力を高め、それを結集した学校づくりの推進が一層求められている。平成16年にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が法制化されて以降、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画と学校支援を一体とした取組が見られるなど、制度の一定の定着が見られるが、取組の地域差が大きく、各種事業等との連携不足も指摘されている。また、平成25年12月の中央教育審議会答申では、地域とともにある学校づくりを一層推進していくために、学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方について検討の必要性が指摘されているところである。

このため、今改めて、地域とともにある学校づくりを推進し、子供の豊かな学びと成長を一層支援していくため、コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策とともに、学校運営協議会を基盤とした学校・家庭・地域の三者の連携協働により総合的に子供を育てる体制の在り方と推進方策等について、外部の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。また、教育委員会制度改革が進められる中、教育委員会と首長部局の協働により、まちぐるみで地域とともにある学校づくりを推進していくことが期待されており、その在り方等について調査研究を行う。

2. 調査研究事項

- (1) コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策に関すること
- (2) 学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方に関すること
- (3) 教育委員会と首長部局の協働による、地域とともにある学校づくりの在り方に関すること

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議の下にワーキンググループを置くことができる。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができる。

4. 実施期間

平成26年6月20日から平成28年3月31日までとする。

5. その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付において処理する。

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議委員 委員

(五十音順 敬称略)

- 天笠 茂 千葉大学教育学部教授
- 安齋 宏之 福島県田村市立緑小学校長
- 生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代
表理事
- 生田 義久 京都市教育委員会教育長
- 貝ノ瀬 滋 東京都三鷹市教育委員会教育委員長
- 金子 郁容 慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
- 小西 哲也 山口県教育委員会教育次長
- 小林 円 横浜市立根岸中学校事務職員
- 小松 郁夫 常葉大学教職大学院教授、国立教育政策研究所名誉所員
- 佐藤 晴雄 日本大学文理学部教授
- 新庄 恵子 港区立高陵中学校長
- 竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
- 田谷 克裕 日本PTA全国協議会総務委員会委員長代理
東京都公立中学校PTA協議会会長
- 都築 由美 奈良市立富雄中学校区地域教育協議会代表コーディネーター
奈良市教育委員
- 中島 幸男 福岡県芦屋町教育委員会教育長
- 西川 信廣 京都産業大学文化学部教授、教職課程教育センター長
- 屋敷 和佳 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
- 山野 則子 大阪府立大学人間社会学部大学院人間社会学研究科教授
- 四柳 千夏子 三鷹中央学園コミュニティ・スクール委員会副会長